

身体障がい者等の軽自動車税減免の手続きについて

減免申請期限 **5月26日(月)まで** ※期限内に申請がない場合は、減免できませんのでご注意ください。
 申請場所 阿蘇市役所税務課窓口、内牧支所・波野支所税務窓口
 問い合わせ先 税務課市民税係 ☎22-3148

対象となる軽自動車	軽自動車の運転者	使用目的	減免申請に必要な書類等	減免の条件等
所有者が身体障がい者の方の軽自動車 ※4月1日(賦課期日)現在で所有していることが条件です。	身体障がい者本人	特に問わない	①各種手帳 身障者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳 ②車検証 ③運転免許証 ④印鑑	①身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている人 ※障がいの程度により減免の対象とならない場合もあります。(身体障がい者福祉法施行規則別表第5号に基づく) ②車検証に 自家用 と記載されているもの(所有者は身障者) ③減免台数は障がい者1人につき1台(普通車・軽自動車の何れか1台に限る)
	身体障がい者等と生計を一にする者。身体障がい者等を常時介護する者。	身体障がい者等の「通学・通院・通所・通勤・生業」のために使用するもの。	⑤上記のほか 通学…通学証明書 通院…通院証明書 通所…通所証明書 通勤…通勤証明書 生業…所得証明書 などのいずれか ⑥身体障がい者等を常時介護する方は、併せて常時介護証明が必要です。	
社会福祉法人の福祉施設専用軽自動車(第1種社会福祉事業を営む施設であることが条件) ※4月1日(賦課期日)現在で所有していることが条件です。	特に問わない	収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車	①車検証(写し) ②自動車運行状況書(運行日誌の写し) ③福祉施設の設立認可書(写し)	①第1種社会福祉事業を営む施設(社会福祉法第2条)に該当する社会福祉法人が所有または使用する軽自動車(特別養護老人ホーム、重度心身障がい児施設、身障者授産施設等) ※第2種社会福祉事業を営む施設(老人デイサービス事業、老人在宅介護事業等)は 該当しません 。 ②福祉施設において収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車 ※専用車とは、年間の走行キロ数の60%を超える軽自動車



阿蘇市の標準小作料が改定されました

標準小作料は、農地の賃貸契約の小作料の目安として、農業委員会が数年に1度改定を行っています。今回の改正による小作料は、次のとおりです。

田の部	小作料の標準額(10a当り)	適用地区	畑の部	小作料の標準額(10a当り)	適用地区
上 田	25,000円	市内全域基盤整備田	上 畑	12,000円	旧波野村全域
中 田	21,000円	市内全域未整備田の優良田	中 畑	7,000円	旧波野村全域
下 田	17,000円	市内全域未整備田	下 畑	5,000円	市内全域飼料畑、大豆畑等の普通畑

※ この標準小作料は、平成20年2月1日からの適用です。

<問い合わせ先> 農業委員会事務局農地調整係 ☎22-3254